

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
社会福祉法人 あづみの森	平成29年 11月21日	<p>1 法人運営</p> <p>(1) 評議員会を招集する場合、事前に理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定めること。</p> <p>(2) 評議員会で決議省略を行った場合においても、決議の内容等について記録した議事録を作成すること。</p> <p>(3) 議事録には、定款で定めた議事録署名人の署名又は記名押印をすること。</p> <p>(4) 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合、その旨について在任する監事の過半数の同意を得ること。</p> <p>(5) 理事会の決議を要する事項について、漏れなく決議を行うこと。</p> <p>(6) 理事会の決議省略を行った場合、理事全員の意思表示の書面又は電磁的記録を備え置いておくこと。</p>	<p>(1) 改善済</p> <p>(2) 改善済</p> <p>(3) 改善済</p> <p>(4) 改善中</p> <p>(5) 改善済</p> <p>(6) 改善済</p>

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
		<p>2 会計経理</p> <p>(1) 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理を行うこと。</p> <p>(2) その他の積立金の計上に関して、計画を作成し、理事会の決議を得ること。</p> <p>(3) 平成 28 年度決算に係る計算関係書類等に関して、修正した場合も、評議員会の承認を得ること。</p> <p>(4) 附属明細書と計算書類の金額は一致させること。</p> <p>(5) 財産目録に記載された基本財産と、定款に記載された基本財産は一致させること。</p>	<p>(1) 改善済</p> <p>(2) 改善済</p> <p>(3) 改善済</p> <p>(4) 改善済</p> <p>(5) 改善中</p>